

鹿 児 島 県 公 報

令和元年5月31日（金）第8号の4



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 （ 毎 週 火 ， 金 ）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

規 則

○鹿児島県職員の地域手当の支給に関する規則の一部を改正する規則（※）

（人事課取扱い） 1

規 則

鹿児島県職員の地域手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年5月31日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県規則第3号

鹿児島県職員の地域手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

鹿児島県職員の地域手当の支給に関する規則（昭和46年鹿児島県規則第7号）の一部を次のように改正する。

別表静岡県の項の次に次のように加える。

愛	知	県	名	古	屋	市	3	級	地
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

附 則

この規則は、令和元年6月1日から施行する。